

明日(12/2)12月期一時金に係る団体交渉

明日(12/2)16時から本部において、12月期一時金に係る団体交渉が行なわれます。労組は前回の団体交渉に引き続き、マイナス遡及となる「所要の調整」について改善を求めて行く方針です。

拡大窓口交渉(11/30)報告

12月期一時金の配算式が提示されました。

11月30日に行った拡大窓口交渉で、機構から12月期一時金の配算式の提示がありました。提示された配算式は以下の通りです。

一般職(1~5級、6級総括主査)支給式

{(本給×2.28月×評価反映率)+6,500円×扶養手当人数+約6万6千円【暫定値】+職務別加算}×期間率-所要の調整

評価反映率 S:1.05 A:1.03 B:1.00 C:0.97 D:0.95

暫定値：正式な金額は、基準日(12月1日)に人事データと照合し計算されます。

職務別加算 = {本給×(1+地域調整手当の支給割合)}×加算率×2.28月

地域調整手当の支給割合：東京特別区0.06、その他の地区は0.02

加算率：3級以下：0 4,5級：0.05 6級：0.1

所要の調整^{注1} = {(本給+職責手当+研究手当+初任給調整手当+扶養手当+特地域勤務手当+地域調整手当+住居手当+単身赴任手当【支給されている場合は一律23000円として計算する。】+調整額1+調整額2+調整額3)^{注2}×調整月数^{注3}×0.0024} + {6月期一時金支給額×0.0024}^{注4}

注1：本年4月1日時点で本給表の2級40号給、3級23号給及び4級11号給並びに5級以上の適用を受けていた職員又は本年4月2日から12月1日までの間に前記の適用を受けることとなった職員は所要の調整を行う。それ以外の職員は「所要の調整」はしない。

注2：注1に示す適用を受ける職員の4月の給与通知書にある額又は適用を受けることとなった月の給与通知書にある額

注3：本年4月から11月までに注1の適用を受けていた月数

注4：本年6月1日時点で注1の適用を受けていた職員について期末手当分の所要の調整を行う。

常勤職員支給式

(本給×2.28月+6,500円×扶養手当人数+1万5千円【暫定値】)×期間率-所要の調整^{注5}

注5：常勤職員本給表の事務補助の適用を受ける常勤職員で64号以上の方を対象に一般職員と同様の方法で調整を行う。

臨時職員支給式

平成21年6月2日から平成21年12月1日までの期間において

(1)出勤日数 20日以上 40日未満の者：本給日額の12日分

(2)出勤日数 40日以上 70日未満の者：本給日額の23日分

(3)出勤日数 70日以上 100日未満の者：本給日額の29日分

(4)出勤日数 100日以上の方：本給日額の32日分

(注)臨時雇用就業規則に定める年次休暇及び特別休暇は、出勤とみなす。

団体交渉(11/27)報告

11月27日(金)に行った団体交渉の内容を報告します。

・賃金改定はやむを得ず「仮妥結」

11月24日の拡大窓口交渉で、労組は「給与構造改革に伴う調整額」の減額率の見直しを要求しました。その検討結果、本団交において機構は労組の要求を受入れる回答がありました。それらを勘案し労組は、国家公務員の人事院勧告に準拠した本給の切り下げには不満だが、一定の努力が見られたため仮妥結することにしました。機構は12月1日で改定を実施する予定です。

・臨時職員の日給は改定なし

臨時職員の日給について、果たしている職務に対して処遇が低すぎるので時給換算で1,000円に上げるよう要求してきました。機構から、近隣市町村の調査結果が867円であり改定しない。来年も近隣市町村の状況調査を行っていくという回答にとどまりました。

・12月期一時金は、引続き協議を継続

12月期一時金に関して労組から、「所要の調整」について、本給の改定に連動しない手当や、幅広く考えても「基準内給与」に含まれない項目まで、カッコの中に入っていることを指摘しました。機構から、「あくまでも年収ベースの調整なので手当も含めている。国家公務員の人事院勧告を参考にして機構が独自に計算している。」との回答でした。

労組は、「マイナス遡及のような説得力に欠けることをやるべきでない。6月期も合わせて、年間で非常に大きな削減となり、職員の生活に与える影響は著しい。人事評価結果の反映に要する財源についても確認しなければならない。枠としてはやむを得ないが、配算式が正式に提案されていないので合意できない。残日数が少ないが、ぎりぎりまで、組合員へのマイナスを減らせないか検討したいと考えている。引続き協議をしていきたい。」と発言しました。

機構も、「12月3日までに妥結した場合に、支給日は12月10日」ということであり、継続しての協議を約束しました。

・継続雇用制度の改善を評価し、引き続き処遇の改善を要求

労組は前回の団体交渉で、「本給を1本化することで、組合員層では有利になる方はいても不利になる方はいないこと、現在すでに継続雇用されている方も来年4月から適用されること」ということを改善点として評価した。引き続き、給与水準のかさ上げなど、処遇の改善に努めていただきたい。

なお、継続雇用の人事評価制度の結果で次年度の更新をしないこともあるという制度改悪は、労組として認めるつもりはなく「撤回すべきだ」と見直しを要求しました。

・研究手当の経過措置の延長を拒否

旧原研及び旧サイクルで研究手当を受給していた方で、新制度で未認定の場合に、経過措置が来年3月までで終了する状況にあります。これについて労組から「旧原研で年間約40万円、旧サイクルで年間約15万円という大きな額を奪うことに賛成できない、見直しを求める。この制度は、研究員のあり方自体を変えるものである。」と、経過措置を継続するよう求めました。機構は、「経過措置は十分な期間をとっており、認定についても職場での指導の成果が上がっている。」と経過措置の延長を拒否しました。

しかし機構は、制度について、「100人、200人規模でやっているプロジェクトをどう評価するかは難しい。どうしても研究員のステータスが上だという見方もある。技術員をどう扱うか、プロジェクト全体の評価をどうするかである。問題が全て解決したとは思っていない。」との認識を示し、「公務員との比較もいいが、今後どのようにしていくのか検討していく。」と述べました。

12月4日(金)中央委員会を開催します。

日時：12月4日(金)18:30～

場所：原科研 第1研究棟第5会議室

議題：2009年度賃金改定、12月期一時金について

中央委員の方は準備願います。

労働組合に加入し、安心して仕事をしましょう！

組合員の皆さま、まわりに組合に加入したいと思っている方はおりませんか。
是非、声をかけて原研労へ加入されるようお誘い下さい。

- ・日々の業務が忙しく大変なのに、超勤をきちんと申請できてない方はいませんか。
- ・管理職昇任のため組合を脱退し、現在は継続雇用で勤務している方はいませんか。
- ・職場ではハラスメントだと声を上げられず、嫌な思いをしている方はいませんか。
- ・好まない出向を打診され、困っている方はいませんか。

～ 組合書記募集中 ～

労働条件や業務内容の概要は以下のとおりです。
詳細は組合事務所までお問合せ下さい。

応募書類は12月14日(月)必着です。

初任給：154,700円(高校新卒)～210,700円(上限)

(参考金額：30歳 194,700円、経験年数に応じて)

雇用期間の定めのない正社員、事務職

定期昇給：4,000円/年、一時金：年間2ヶ月(初年度は期間率のため1.5ヶ月)

勤務時間：9:30～18:00(ただし2010年4月から9月までの試用期間中は
引継ぎのため、現書記と同じ9:00～17:30)

完全週休2日制、有給休暇は20日/年・最大40日、夏休みは7日

業務内容：財務・会計処理及び事務一般

財務・会計処理(給与天引き名簿の作成、各四半期報告書の作成、年度
会計・決算報告書の作成と監査準備、税金・社会保険料等の計算、伝票
整理、各種支払い等の会計処理、組合費の受付、等)

事務一般(事務用品の購入、電話・郵便物等への対応、書類等の仕分
け・電子化、ホームページの管理、印刷作業、等)

知識技能等：2年程度の会計事務経験を有することが望ましい

ワープロソフト、表計算ソフト等が使えることが望ましい

加入保健等：原子力健康保険、雇用保険、労災保険、厚生年金

雇用開始：2010年4月1日(9月までの6ヶ月間は試用期間とします)

募集期間：11月20日(金)～12月14日(月)

募集期間内に応募書類を提出のこと

「求人票」及び「応募書類」は組合事務所に用意してあります。
お手数ですが応募者本人が直接、組合事務所まで請求して下さい。
内線:81-5413 外線:029-282-5413 E-mail: genkenrouso@muse.ocn.ne.jp